

社会福祉法人 もみの木会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 もみの木会の役員に関する事項を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 役員とは、理事会及び評議員会において選任された理事及び監査役をいう。

2 役員待遇の相談役・顧問・嘱託・委員等については、この規定を準用する。

(報酬の決定)

第3条 社会福祉法人もみの木会 給与規程第35条により、評議員会において決定する。

ただし、役員報酬の上限月額は、1人1,000,000円とする。

また、役員報酬に変更がない場合は、評議員会の承認を必要としないものとする。

2 職員兼務の理事については、役員としての報酬として1人30,000円以内を役員手当とし、主任手当等の役職手当は支給しない。

ただし、役員手当は評議員会において決定し、変更なき場合は評議員会の承認を必要としないものとする。

3 理事会・評議員会へ出席する場合の報酬は、1回につき20,000円以内とし、評議員会において定めるものとする。

ただし、役員報酬及び役員手当を受給しているものには、上記を支給しない。

4 上記以外において、必要に応じて選任された委員等が委員会等の開催に出席する場合についても、3と同様の支給を実施する。

(支給日、計算期間)

第4条 毎月支給される報酬の支給日は毎月10日とする。

ただし、支給日当日が銀行休業日の場合は前日に繰り上げ支給する。

また、報酬は原則として本人の銀行口座振込とし、理事長に届け出るものとする。

2 報酬の計算期間は毎月1日より末日までとする。

3 月の途中で退任する場合には日割り計算せず、1ヶ月分を支給する。

4 理事会・評議員会及び左記以外の委員会等に出席する場合は、開催当日に支給する。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員のうち乗用車による送迎を行う者以外は、その通勤の実態に応じて、その実費を支給するか、その費用を法人が負担する。

(長期欠勤役員の報酬)

第6条 役員が、疾病その他やむを得ない事由によって、長期にわたりその職務を全うで

きない場合の報酬は、事実が発生した翌月より復帰できる前月までの報酬を支給しない。

(控除金)

第7条 役員に支給する報酬から法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに法人の立替金等を控除する。

(旅費等)

第8条 法人業務における出張のための旅費規程については、社会福祉法人 もみの木会旅費規程を準用する。

(退職慰労金)

第9条 退職慰労金の額については、報酬月額に100分の20以内を乗じた金額に、その役員の在任期間の月数を乗じて得た額をもって、評議員会で決定するものとする。

(臨時緊急措置)

第10条 法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、評議員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項で規定のない部分については、評議員会で定める。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。